



安倍内閣の雇用ルール変更は働く人のためになるのでしょうか？

○高度プロフェSSIONAL制度（特定高度専門業務・成果型労働制）ってナニ！？

今、労働基準法の改正が審議されています。「残業代ゼロ法案」、「ホワイトカラーエグゼンプション」、「過労死促進法案」などとも呼ばれているものです。ムズカシイ名前がついていますが、要するに「どれだけ働かせても残業代を払わなくてよい労働者を作ろう!!」というものです。当たり前ですが、この改正で得をする労働者は一人もいません。

○私には関係ないのでは??

現在、対象者は「職務の範囲が明確で高度な職業能力を有」し「年収1075万円以上」の労働者に限定するとされています。じゃあ私は関係ないです、とはなりません。

今回の改正も経団連は年収400万円以上を対象とすべきと明言していました。一旦導入を許せば対象者はすぐに拡大されていきます。直接の対象者にならずとも、高賃金の高度専門職の労働条件が悪くなれば、すべての労働者の労働条件が徐々に抑えられていくことは当然のなりゆきです。

○過労死激増！？ お金だけの問題ではない！！

法律には肝心の「成果」についての取り決めは一切ありません。つまり、今より一層過大なノルマを課され、その達成度合いによって給料が払われる、ノルマ達成にどれだけの時間がかかろうと労働者の自己責任という野放し状態になります。

健康管理についてもほとんどが企業の自主性に任されており罰則はありません。

そのため過労死が激増するのではないかとも言われています。

全ての働く人のために絶対反対です!!

これ以上 働きにくい世の中はイヤ!



○まずは関心を持ってください。

こんな馬鹿げた制度は絶対に認めてはいけません。

防げるのは今だけです!! みなさんの反対の声だけです!!

○詳しく知りたい方は、ぜひ下記HPの反対声明をご覧ください。

大阪労働者弁護団 <http://www.lalaosaka.com/#!appeal/cx3a>

日弁連「公労使三者構成の原則に則った労働政策の審議を求める会長声明」

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2015/150227_2.html



このビラの表面と裏面上半分は大阪労働者弁護団が作成いたしました。
(大阪労働者弁護団 大阪市北区西天満4-5-8-501 HP <http://www.lalaosaka.com>) 2015. 3. 10